

令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務 公募型プロポーザル方式募集要領

この要領は、「令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務」において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務を委託する事業者を募集する際の手続について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務

(2) 業務内容

福島県内企業の新任セキュリティ担当者がランサムウェアの基礎知識を修得し、攻撃の予防策と初動対応を実践的に学ぶことで、県内企業のサイバー事案に対する対処能力の向上を図るための研修を実施する。

(3) 業務仕様

「令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりとする。ただし、企画提案については、事業の目的に沿う内容であれば、仕様がないものや仕様を改良させるものを追加することも可能とする。

なお、公募型プロポーザル企画提案書（以下「企画提案書」という。）の特定後に、提案内容を反映した仕様書を作成し、仕様を確定した上で契約を締結するものとする。

(4) 見積限度額

3,190千円（消費税及び地方消費税込み）以内

※ 提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

2 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受け

た者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団又は暴力団員

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 経営の状況が著しく不健全でなく、適正な契約の履行が確保されると認められる者であること。

- (6) 福島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 上記のほか、業務仕様書に規定する留意事項を全て満たせる者であること。

3 スケジュール(予定)

項 目	日 程
募集要領の公表・配布	令和6年10月18日(金)～令和6年11月11日(月)
募集要領に係る質問の受付	令和6年10月18日(金)～令和6年10月23日(水)
参加申込書の受付	令和6年10月18日(金)～令和6年11月11日(月)
企画提案書等の受付	令和6年10月18日(金)～令和6年11月11日(月)
書面審査の結果通知	令和6年11月15日(金)
プレゼンテーション審査	令和6年11月21日(木)
審査結果の通知・公表	令和6年11月25日(月)
見積合わせ	令和6年12月19日(木)
業務委託契約の締結	令和6年12月20日(金)
委託業務の完了	令和7年3月31日(月)まで

4 参加方法

参加を希望する者は、以下の書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務公募型プロポーザル参加申込書（様式 1。以下「参加申込書」という。）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 2）

ウ 役員一覧（様式 3）

エ 定款の写し

オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

提出日から 3 か月以内に発行されたものを添付すること。

カ 直近 3 事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）

キ 会社概要が分かる書類

会社の所在地、設立年月日、資本金、直近の年間売上、従業員数、主な業務内容等を記載すること。会社概要の分かるパンフレット等の提出に代えることも可とする。

ク 企画提案書

別紙 1 「令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 11 月 11 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

福島県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課
〒960-8686 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間とすること。

イ 郵送の場合は、封筒に「参加申込書類在中」の旨を朱書して、簡易書留等配達記録が残る方法にて提出期限までに到着するように送付すること。

5 本要領等に関する質問

本要領等について疑義がある場合は、令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務公募型プロポーザル質問票（様式 4）により説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和 6 年 10 月 18 日（金）から同年 10 月 23 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

サイバー犯罪対策課メールアドレス：fp-cyber@police.pref.fukushima.jp

(3) 回答方法

質問と回答の内容については、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年10月25日（金）までに福島県警察ホームページに掲載する。

6 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- (1) 上記2に定める資格要件を満たさない者又は契約相手方候補者を選定するまでの間に資格を満たさなくなった者による提案
- (2) 参加申込書を提出しなかった者又は参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案
- (3) 公募型プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的、又は間接的に求めた者による提案
- (4) 1(4)に示す見積限度額を超える提案
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）、又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (7) 参加方法に適合しない提案

7 契約相手方候補者の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、「公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

(2) 審査方法

ア 提出期限までに送付された必要書類により、参加資格要件審査（書面審査）を実施し、採用・不採用の結果を通知する。

イ その後、プレゼンテーションを行うため、採用者に対し、日程等を文書により通知する。

ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書の説明（30分以内）及び質疑（10分）とする。

エ プレゼンテーションの実施者は2名以内とする。

オ プレゼンテーションに際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。ただし、提

出した企画提案書と同一のものを、パワーポイント等を使用して説明することは可とする。（プロジェクター、スクリーン以外の機材は提出者が用意すること。）

カ 契約相手方候補者を選定する評価基準は、別紙2のとおりとする。

なお、審査した委員の総合評価点の合計が5割以上を採用基準点とする。

キ 総合評価点が最も高かった企画提案書の提出者を最優秀提案者とする。

なお、総合評価点が同点の場合には、委員長の採点の高い者を上位とする。委員長の採点が同点の場合には、副委員長の採点が高い者を上位とする。副委員長の採点が同点の場合には、くじにより順位を決定する。

(3) 審査結果

プレゼンテーションの審査結果は、文書で通知する。また、福島県警察ホームページへの掲載により公表する。

8 契約等に関する事項

(1) 契約書

ア 県警察は、審査委員会が選定した契約相手方候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、契約相手方候補者から見積書を徴取する。

イ 契約相手方候補者と協議が整わない場合は、総合評価点が2番目に高かった者と改めて協議を行うものとする。

ウ 協議の対象には、業務仕様書又は企画提案書の内容の変更（いずれも提出された企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲に限る。）も含まれるものとする。

エ 契約に際しては、見積書の内容について、予定価格の範囲内であることの確認などの精査を行った上で、委託契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約に関する条件等

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務実施の必要上、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県警察と協議して承諾を得ること。

9 留意事項等

(1) 提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(2) 企画提案書等の提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

- (3) 企画提案の参加に要する一切の費用は、原則として提出者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、契約相手方候補者の選定以外には使用しない。
- (6) 提出書類の記載内容等を確認するため、提出者に問い合わせをすることがある。
- (7) 企画提案書の提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属する。ただし、県警察は必要に応じて審査等のため複写できるものとし、また、公表等において、契約相手方に決定した提出者の提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (9) 第三者からの企画提案書の開示請求に関しては、企画提案書の提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しない。（福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条第3号アに該当）
- (10) プロポーザルに係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合において再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除及び違約金の請求の対象とすることがある。
- (12) 提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 提出者は、競争を制限する目的で他の提出者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (14) 提出者は、契約相手方候補者の決定前に、他の提出者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (15) 提出者が連合し、又は不穏な行動を為す等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該提出者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期、若しくは取りやめることがある。

10 問合せ先

福島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

住 所：〒960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

電 話：024-522-2151（内線3475）

E-mail：fp-cyber@police.pref.fukushima.jp

令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務 公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

福島県警察が実施する「令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務」に関し、公募型プロポーザル企画提案書等を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

1 一般事項

- (1) 紙媒体で作成するものとし、作成部数は正本 1 部、写し 7 部とする（写しは正本のカラーコピーで構わない）。電送、光ディスク等による電子媒体での提出は受け付けない。
- (2) 提出書類の用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番（A 4 判）とする。また、製本、糊付け等はせずに、クリップ等の簡易な方法で留めて提出すること。
- (3) 企画提案書の表紙の後に目次を入れ、ページ番号を付すこと。

2 提出する書類

企画提案書の表紙には、令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務企画提案書（様式 5－1）を使用し、以下の内容を盛り込むこと。

- (1) 実施体制図（様式 5－2）
業務の取組体制、事務局の人員配置体制及び業務管理責任者を記載するほか、ほかの事業者等に再委託（下請けを含む）をする場合は、その旨も明記すること。
- (2) 業務全体のスケジュール計画
様式は任意とし、可能な限り詳細な計画を提示すること。
- (3) 研修の場所
- (4) 研修の企画内容
 - ア カリキュラム構成
各セッションの内容、時間配分、使用する教材や機器の詳細など
 - イ 使用する実機、およびネットワーク環境の構成
ハードウェアおよびソフトウェアの詳細、ネットワークトポロジーの概要など
 - ウ 講師のプロフィール
担当講師の経歴、専門分野、過去の研修実績など
 - エ 効果測定方法
研修の評価方法およびフォローアップ計画など
 - オ テキストの概要
概要と構成を簡単に記載すること
 - カ セキュリティ対策・トラブル対応
データの保護、ネットワーク及びシステムの安全性、実機環境、守秘義務、個人情報保護におけるそれぞれのセキュリティ対策について
 - キ その他、目的を達成するための独自提案があれば記載すること。
 - ク 研修の企画内容の分量は片面 50 ページ以内とすること。
- (5) 実績一覧表（様式 5－3）
過去に本業務と同様、又は本業務を履行するために必要と思われる業務を受託し履行した実績を最大 3 件まで記載すること。
- (6) 研修費用見積
様式は任意とし、積算内訳も記載すること。

以 上

令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務評価基準

評価項目		評価の視点	採点	加算率	得点
			1・2・3・4・5 劣 普通 優		
カリキュラム構成	充実度	提案されたカリキュラムが研修の必須要素を十分に網羅し、受講者が理解しやすい構成になっているか。	1・2・3・4・5	×4	/20
	現実性・実効性	カリキュラム内容が実際の業務に即しているか、また実務に役立つスキルが修得できるか。	1・2・3・4・5	×4	/20
	時間配分	各セッションの時間配分が適切で、無理なく進行できるか。	1・2・3・4・5	×4	/20
実機・ネットワーク環境の構成	実機環境の再現度	企業が実際に直面する可能性のある状況をどれだけ忠実に再現しているか。	1・2・3・4・5	×2	/10
	機器・ソフトウェアの適合性	提案された機器やソフトウェアが、研修目的に適しているか。	1・2・3・4・5	×2	/10
	ネットワーク構成の安全性	実機を使用する際に、安全性が確保されたネットワーク構成になっているか。	1・2・3・4・5	×2	/10
講師・企業の実績	講師の専門性	提案された講師がランサムウェアやサイバーセキュリティに関する専門的な知識を十分に持っているか。	1・2・3・4・5	×3	/15
	過去の研修実績	同様の研修を担当した経験が豊富かどうか。	1・2・3・4・5	×3	/15
実施体制	進行管理とトラブル対応	研修の進行を円滑に管理できる体制が整っているか。スケジュールやトラブル対応が迅速に行える体制が整っているか。	1・2・3・4・5	×2	/10
	実施場所と設備	研修を実施する場所やネットワーク環境が研修の目的に適しており、十分な管理体制があるか。	1・2・3・4・5	×2	/10
セキュリティ	データの保護	研修中に扱うデータが適切に保護されているか。（暗号化、アクセス制御、情報流出防止対策など）	1・2・3・4・5	×2	/10
	ネットワークセキュリティ	研修中に使用するネットワークやシステムが不正アクセスや外部からの攻撃に対して適切に保護されているか（ファイアウォール、IDS/IPS、VPNなど）	1・2・3・4・5	×2	/10
総合評価	提案の明確さ・論理性	提案書全体の構成が論理的であり、わかりやすいか。	1・2・3・4・5	×3	/15
	独創性	提案内容に独自のアイデアや新しい視点が含まれているか。	1・2・3・4・5	×3	/15
価格評価	費用対効果	提案された研修内容が、予算内でコストパフォーマンスが高い内容であるか。	1・2・3・4・5	×5	/25
	見積りの妥当性	提案された費用見積りが明瞭で、根拠が適切に示されているか。	1・2・3・4・5	×5	/25
総合評価点					/240

令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務仕様書

1 委託内容

福島県内企業の新任セキュリティ担当者等を対象としたランサムウェア攻撃対処研修の実施

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

以下の項目を満たす研修会を実施すること。

(1) 研修目的

福島県内企業の新任セキュリティ担当者がランサムウェアの基礎知識を修得し、攻撃の予防策と初動対応を実践的に学ぶことで、サイバー事案に対する対処能力の向上を図ることを目的とする。

(2) 研修対象者

新任のセキュリティ担当者、システム運用者、IT部門の新入社員など、基本的なセキュリティ知識はあるが実践的な経験がまだ浅い者

(3) 研修規模

対象人数：二人一組 20組（40名） 演習時間：半日から1日程度

(4) 研修時期

令和7年2月ころ（1回実施）

(5) 研修場所

福島県福島市内の福島県警察施設、または、受託者が準備した福島県福島市内、若しくは郡山市内の施設

(6) 研修形式

集合形式とすること。

実機を用いたハンズオン形式を含み、講義、ディスカッション、シンプルなシミュレーション等で構成すること。

(7) 研修構成

ア 座学による基礎知識の修得

(ア) ランサムウェアの基礎知識

ランサムウェアとは何か、どのように動作するのか、企業に与える影響を説明し、どのようにシステムに侵入し、拡散するのかを学ぶカリキュラムがあること。

(イ) サイバーキルチェーンの基礎

ランサムウェア攻撃の各フェーズ（偵察、侵入、感染など）の基本的な流れを学び、どの段階でどのような対策が有効かを理解する内容であること。

(ウ) 平素からの予防策

基本的なセキュリティ設定（ログ管理、バックアップ、メールフィルタリングなど）を学ぶものであること。

(エ) 事案発生時の初動対応

ランサムウェア攻撃が発生した際のインシデントハンドリングのうち、現状の把握及び被害拡大防止等の初動対応（システム隔離、関係者への通知、初期分析等）を修得する内容であること。

イ 実機を使用した基本的な訓練

実際のネットワーク環境を用い、シンプルなランサムウェア攻撃シナリオを体験し、基本的な防御策や初動対応を学ぶものであること。

(ア) 平素からの予防策

ア(ウ)についての実習

(イ) 事案発生時の初動対応

ア(エ)についての実習

ウ 復旧の手順及びBCP（業務継続計画）の基礎

ランサムウェア感染後のデータ復旧やシステム再構築の基本手順とBCPの基礎について触れるものであり、バックアップの重要性について理解する内容であること。

エ 研修効果の検証

研修効果を評価するため、受講者がどの程度理解し、実践スキルを身につけたかを確認すること。

(8) 研修環境等

ア 研修に必要な実機を準備すること。

イ 研修に必要なネットワーク環境を研修会場に構築すること。

ウ 研修に必要なテキストを作成し、委託者にテキスト（案）の確認を受けた後、研修当日までに必要人数分（予備を含む）を準備すること。

エ 研修に必要な知識を有する講師を1名以上つけること。

(9) セキュリティ対策

ア 取扱いデータの保護

研修中に扱うデータ及び情報（参加者の個人情報や研修中に利用される機密情報等）は適切な保護手段が取られること。暗号化、アクセス制御、及び情報流出防止策を含む。

イ ネットワーク及びシステムの安全性

ハンズオン演習のために使用されるネットワーク及びシステムは、セキュリティ対策が講じられていること。必要に応じて、ファイアウォール、ウイルス対策ソフト、侵入検知システム（IDS）等を使用すること。

ウ 実機環境のセキュリティ

実機を用いた演習において、受講者の操作による不正アクセスやマルウェア感染が発生しないよう、実機環境はインターネットなど外部ネットワークから隔離されていること。また、必要に応じて、仮想化技術やサンドボックス環境等を使用すること。

エ 研修後のデータ消去

研修で使用されたデータ、受講者の個人情報、福島県警察の施設に関する情報等、当該研修で生じた情報は完全に消去すること。

(10) その他

ア 研修への参加を募集する内容の広告を作成すること。

イ (1)から(9)に掲げる業務に附帯する業務で、委託者が必要に応じて指示する業務

4 成果品等

(1) 本業務における成果品は次のとおりとし、提出期限については、委託者と受託者の協議により変更できるものとする。

また、ドキュメント類については、様式を指定した場合を除いて、任意の書式にて書面（1部）及び電子データ（1部）で提出すること。

(2) 実施計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

(3) 研修への参加を募集する内容の広告

研修実施日の一ヶ月前までに納品すること。

提出は編集可能な電子データとする（書面提出は任意）。

(4) 研修用テキスト

3(8)ウの確認を受けた後、研修当日までに必要人数分（予備を含む）を準備すること。

(5) 業務完了報告書

業務完了後、速やかに提出すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況について委託者に報告すること。また、委託者又は受託者が必要と認める時期に必要な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (3) 本業務の実施により制作されたテキスト、広告等に関する著作権、所有権等に関しては、原則として成果物を提出したときをもって受託者から委託者に移転し、契約期間満了後も成果物及び資料の使用が可能であること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

以 上

**令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務
公募型プロポーザル参加申込書**

年 月 日

福島県警察本部長 様

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

担当部署
担当者氏名
電話番号

令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務公募型プロポーザルについて、必要な提出書類を添えて参加を申し込みます。

なお、募集要領に示す参加資格のすべてを満たし、下記事項に相違なく、かつ、提出書類の記載事項はすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しません。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 4 福島県の県税を滞納していません。
- 5 消費税及び地方消費税を滞納していません。
- 6 上記のほか、企画提案書における提案事項及び業務仕様書に規定する留意事項を遵守し、それらに基づく契約内容を適正に履行します。

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県警察本部長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、「役員一覧」（様式3）等により提出する当方の個人情報により、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

様式 4

福島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 行
(fp-cyber@police.pref.fukushima.jp)

令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務
公募型プロポーザル質問票

年 月 日

福島県警察本部長 様

住 所
商号又は名称
(営業所名)
代表者氏名
電話番号
(作成担当者)

該当ページ等	質 問 事 項

(記載上の注意)

- 1 該当ページ等欄には「募集要領」「業務仕様書」等の区分を表示した上でページ等を記載すること。
- 2 記載欄が不足する場合は、適宜、欄を拡張して記載すること。
- 3 メール送信後は、電話(024-522-2151 内線 3475)まで着信確認願います。
(開庁時間：土日祝日を除く 8:30～17:15)

令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務企画提案書

福島県警察本部長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

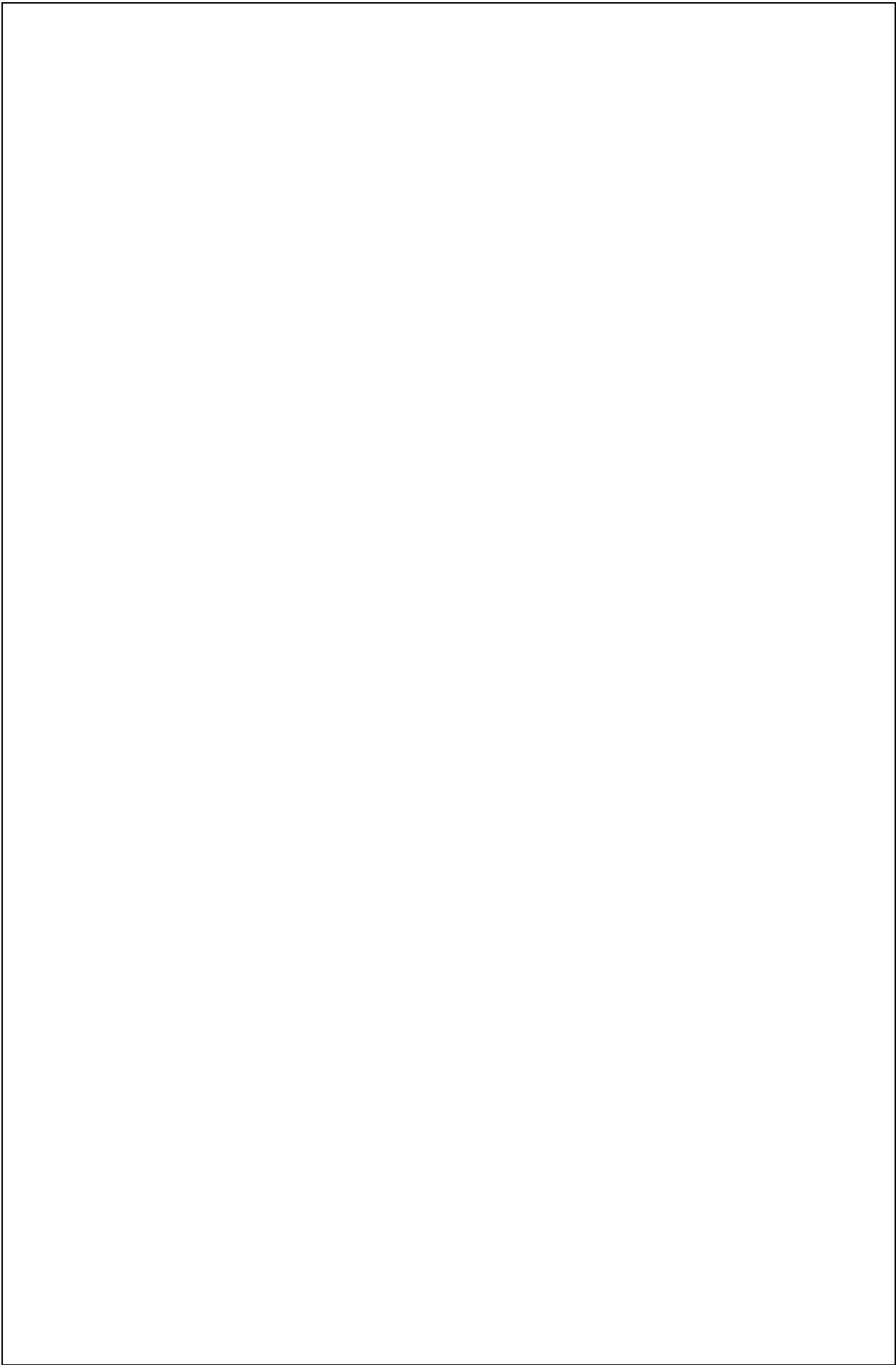
作成担当者

電話番号

福島県警察が実施する令和 6 年度サイバー事案対処研修会実施業務公募型プロポーザルの企画提案書を提出します。

提出部数

- | | | |
|---|----|-----|
| 1 | 正本 | 1 部 |
| 2 | 写し | 7 部 |



実績一覧表

事業者名

1 事業名
実施期間
委託者名
契約金額
事業内容
2 事業名
実施期間
委託者名
契約金額
事業内容
3 事業名
実施期間
委託者名
契約金額
事業内容

サイバー事案対処研修等を受託し履行した実績を記載すること。

様式 3

事業者名 _____

役員一覧

[illegible]

※この情報は、募集要領「2 参加資格」の確認のため必要となります。
個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

事業者名

福島 一郎

個人事業主も代表者分を作成すること

役員一覧

役職名	(フリガナ)	住 所	生年月日	性別
	氏 名			
	フクシマ イチロウ	福島県福島市杉妻町4-32	昭和28年4月1日	男
	福島 一郎			
		個人の住所を記載すること		

※この情報は、募集要領「2 参加資格」の確認のため必要となります。
個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

委 託 契 約 書 (案)

業 務 名 令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務

委 託 期 間 令和6年 月 日から令和7年3月31日まで

契 約 金 額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

契 約 保 証 金

上記の委託業務について委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添「令和6年度サイバー事案対処研修会実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、この契約書及び仕様書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了するものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 乙（代理人、使用人等を含む。）は、業務に関して知り得た秘密その他この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の契約期間終了後及びこの契約の解除後も同様とする。

4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

(指示等の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既

に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(業務計画表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後速やかに業務計画表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は仕様書等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、本契約の委託業務の全部を一括して、第三者に委託し又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、委任し又は請負わせる者の商号又は名称及び業務内容を甲に通知し、承諾を得なければならない。

(監督員)

第6条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、この契約書及び仕様書に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する業務内容を完了させるための乙又は乙の業務管理責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙からの確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務管理責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなけ

ればならない。

- 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（業務管理責任者）

第7条 乙は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務管理責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に契約後速やかに通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（履行報告）

第8条 乙は、仕様書の定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（監督員に関する措置請求）

第9条 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（業務管理責任者に関する措置請求）

第10条 甲は、業務管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による履行期限の延長）

第12条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（業務の中止）

第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全

部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（臨機の措置）

第14条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（損害の負担）

第15条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（履行状況の検査）

第16条 乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく委託業務完了届を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から起算して7日以内にその提出された内容について検査しなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり業務内容について補正を命ぜられたとき、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第17条 乙は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙の適法な支払請求書を受理した日

から30日（以下「支払約定期間」という。）以内に業務委託料を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第18条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、業務委託料を支払約定期間内に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払時期までに支払をしない場合は、当該理由の継続期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しない。

2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務が完了できない場合において、甲が認める期間までに業務が完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第11条及び第12条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（談合による損害賠償）

第20条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治

40年法律第45号) 第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合はこの契約を解除することができるものとする。

(1) 契約の履行期限若しくは仕様書で定める提出期限までに成果品の提出がないとき、又は成果品の提出の見込みがないことが明らかに認められるとき。

(2) この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(5) 本業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。

3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合の違約金等）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、乙の契約不履行により甲に損害を及ぼした場合は、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前2項のほか、個人情報の漏えい等により第三者に損害を生じさせた場合の損害賠償については、別記「個人情報取扱特記事項」の定めによるものとする。

（個人情報の保護）

第23条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第25条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所で紛争を処理するものとする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県
福島県警察本部長 森 末 治

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報に消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託に伴う措置)

第12 乙は、第5条に基づき個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。